

大阪・関西万博九州 7 県合同催事
「宮崎県ブース」 展示・運営等業務委託仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博九州 7 県合同催事「宮崎県ブース」 展示・運営等業務

2 委託業務の目的

大阪・関西万博（以下「万博」という。）には九州 7 県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）合同で催事出展し、九州全体及び各県への誘客、物産振興等につなげることとしている。

本業務は、九州 7 県合同による催事（以下「7 県合同催事」という。）において、「宮崎県ブース」を設置し、国内外からの来場者に対し、本県の「食」、「スポーツ」、「自然」、「森林資源」、「神話」等の魅力を発信し、本県への誘客等を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

4 出展概要

(1) 期間

令和 7 年 9 月 2 日（火）から 9 月 6 日（土）の 5 日間

※施工・準備日 9 月 2 日（火）

撤去日 9 月 6 日（土）

(2) 時間

会場使用可能時間は 9 時から 21 時まで

出展時間は 10 時から 20 時まで

なお、九州 7 県での協議によって、9 月 6 日のうち数時間は出展時間に充てる可能性がある。

(3) 場所

屋内展示場 EXPO メッセ「WASSE」North 半面 2, 000 m²内

「宮崎県ブース(約 90 m²)」設置場所及び九州 7 県合同の食ブースは別添「全体平面図案」参照（九州 7 県合同の食ブースは「共通飲食・物販ブース」と記載）。

(4) 宮崎県ブースの規格

幅 18,810mm×横 4,800mm（別添の「大阪・関西万博九州 7 県合同催事出展計画基本計画書」参照）

(5) コンセプト

① 7 県合同催事

「九州の宝を世界へ～TreasureIsland・KYUSHU～」

② 宮崎県ブース

「日本のひなた宮崎県」で育まれた「食」「スポーツ」「自然」「森林資源」「神話」の魅力を世界に発信！

(6) 出展内容

① 宮崎県ブースにおける宮崎県の PR

下記コーナーを設け、本県らしい装飾を行い、各テーマ毎に本県の魅力を紹介する。

ア 神話・自然・森林エリア

(ア) ユネスコ無形文化遺産登録を目指す神楽の VR 体験や舞手衣装体験のほか、共通ステージ(仮)における神楽団体による舞の披露

(イ) 日本一のスギ生産地から木の香る木製品の販売

イ 観光・スポーツエリア

(ア) 宮崎県観光 PR 動画放映

(イ) 「運玉投げ」、「結びこより」、「七福德寿板木」等の宮崎の観光体験

(ウ) 県内観光地の VR 動画体験

(エ) 「スポーツの聖地 宮崎」の魅力を発信

(オ) 本県ブースや共通ステージ(仮) (※1) における宮崎ゆかりの著名人による宮崎の魅力発信イベント

※1：別添「全体平面図案」に「共通ステージ」と記載

(カ) オリジナルノベルティの配布

ウ 食・焼酎エリア

(ア) 県産品の試食・販売

(イ) 出荷量 10 年連続日本一「宮崎の本格焼酎」の新たな魅力の発信

② 九州 7 県合同の食ブースにおける宮崎県の PR

九州 7 県合同の食ブースにおいて、同ブースのテーマに沿った本県の PR を行うとともに、宮崎県ブースへの誘客につながる工夫を施す。

なお、テーマは今後、実行委員会で決定することとしている。

(7) 7 県合同催事の想定来場者数

1 日当たり約 11, 200 人を想定

5 委託業務内容

委託する業務の内容は、下記のとおりとする。なお、下記に記載のない事項については、本県と十分に協議、調整し、決定すること。

(1) 宮崎県ブースの展示・運営等

上記 4 (5) に記載する出展内容に沿って、来場者が本県の魅力を最大限体験でき、本県ブースが際立つような展示や装飾、演出等の運営を行うこととし、展示・運営等に当たっては、以下の事項に留意すること。

① 神話・自然・森林エリア

ア ブース内で販売する木製品の仕入・販売については、本事業とは別に県が委託する事業者が行うこととしているため、県産材の PR につながるブースデザイン（県産材で作られた棚やテーブルなど）提案等を行うこと。

イ 神楽の VR 体験用機材（ゴーグル、ディスプレイ等）、舞手体験用衣装及び共通ステージ(仮)で舞を行う神楽団体の手配は、本事業とは別に県が委託する事業者が行うこととしているため、神楽 PR ブース及び共通ステージ(仮)の装飾やブースデザイン提案等を行うこと。

② 観光・スポーツエリア

ア 「運玉投げ」、「結びこより」、「七福徳寿板木」などは、本県もしくは本県観光協会が制作した既存のものを使用することとしているため、本県観光の PR につながるブースデザイン提案等を行うこと。

なお、設置する体験内容や体験スポットの個数については、県と協議の上で決定する。

イ 来場者に配布するオリジナルノベルティについて提案・制作を行うこと。

ウ 本県のスポーツキャンプ・合宿やツーリズムなどの PR につながる装飾やブースデザイン提案等を行うこと。

③ 食・焼酎エリア

ア 料理や酒の提供、オリジナルノベルティ配布に必要な許認可を得ること。

イ 料理や酒の提供に必要な給排水、冷蔵及び厨房等の設備を整えること。

ウ ブース内で販売する県産品の仕入・販売については、大阪府内にある県アンテナショップが行うこととしているため、県産品販売ブースデザイン提案等を行うこと。

エ ブース内で行う焼酎の PR については、本事業とは別に県が委託する事業者が焼酎の試飲などの取組を行うこととしているため、県産焼酎 PR につながる装飾やブースデザイン提案等を行うこと。

④ その他

ア 本県ブースの取組内容について、適切な時期を捉えて SNS 等を活用して発信すること。

イ 宮崎県ブース及び九州 7 県合同の食ブースにおける宮崎県の PR の実施に当たっては、とくに衛生環境に関することについて十分留意するとともに、大阪市保健所の指導に従うこと。

ウ 多言語の対応に当たり、通訳を手配すること。なお、日本語と英語は必須とし、それ以外の言語についても必要に応じて対応を行うこと。

エ 展示・運営に必要な業務の実施

消防署・保健所・税務署等への許可等の申請手続き、必要な保険への加入・支払い等展示・運営に必要な業務を行うこと。

(2) 会場設営・撤去業務

会場の設営・撤去、リストや配置計画に基づく人員の確保、必要な資材・設備・物品等の調達・搬入出・保管・運搬・設置・調整・必要に応じた修理・返却、会場管理及びそれらに付随する業務を行うこと。

(3) 管理運営・警備・救護業務

来場者及び関係者（運営スタッフ、本県職員、その他関係者等）の安全確保を図るとともに、7県合同催事業務受託事業者と連携し、来場者の動線の確保、待機列の整理、各種トラブル対応、多言語対応やユニバーサル対応を行うなど、円滑な展示・運営を実現すること。

(4) 7県合同催事開催までの事前準備等

① 九州7県合同催事実行委員会（以下「実行委員会」という。）が求める項目の整理及び各種書類の作成

実行委員会は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）、EXPOメッセ「WASSE」管理者をはじめ関係機関、関係者との協議、調整、必要書類の提出を、九州7県の合同ブースだけでなく、個別ブースに関してもまとめて行うこととしている。そのため、実行委員会が定める締切までに、以下の項目について整理し、必要な書類を作成すること。

ア 必要な人員、資材、設備、物品等のリスト

イ 必要な人員、資材、設備、物品等の配置計画

ウ 設営及び撤去に係るスケジュール

エ 給排水、給電に関すること

オ 消防署、保健所、税務署への許可申請等に必要な事項

カ その他設営、運営及び撤去に関すること

キ 関係者名簿（運営スタッフ、本県職員、その他関係者等）

ク 宮崎県ブース運営計画（タイムスケジュール、運営体制、清掃計画、動線等）

ケ 宮崎県ブース内レイアウト及びパース

(5) その他必要な業務

① 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。

② 急激かつ偶発な外来の事故による傷害補償、機材・展示品への動産補償、会場施設の財物損壊補償、以上を補償する保険を付保した提案とすること。なお、補償額や補償内容は本県と協議の上、決定すること。

③ 受託者の責めに帰すべき事由により会場の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。

④ 受託者が調達する人員については、現地までの交通手段の手配を行うとともに、現地での宿泊を要する者については、宿泊施設の手配を行うこと。なお、上記人員の交通費及び宿泊料については、委託料に含めるものとする。

- ⑤ (2)に記載のほか、7 県合同催事業務受託事業者と連携を図り、業務を遂行すること。
- ⑦ 本県からの求めに応じて、他の万博関連事業と必要な連携を行い、関係者と連絡調整を行うこと。
- ⑧ 本業務に係る廃棄物については、適切に処理すること。
- ⑨ 業務の各段階において、業務の遂行について本県に随時報告を行い、確認を得ること。
- ⑩ 業務を遂行する上で必要な資料等は、本県が提供するもの以外は受託者において入手すること。
- ⑪ 受託者が業務を遂行する上で実施した会議及び打合せの議事録を作成し、Word データで一週間以内に本県へメールで提出すること。
- ⑫ 催事中の会場の様子や運営状況を写真撮影すること。
- ⑬ その他業務の準備・実施に当たって必要な業務は全て実施すること。

6 成果品のについて

(1) 成果品

電子データでメールにて提出すること。

ただし、一つのファイルで 1 0 MB を超える場合は、一つのファイルが 1 0 MB 以下になるよう分割して提出すること。

① 事業報告書

事業報告書は、実施日時・場所・来場者数・コンテンツをはじめとした実施概要、催事の記録（実施内容がわかる写真や動画など）、成果等を含めた内容とすること。

② 宮崎県ブースの準備、運営等において必要となる一切の書類、資料

(2) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）

ただし、上記(1)②については、本県から提出を求められた際、直ちに提出すること。

(3) 納入先

宮崎県観光推進課ひなたプロモーション担当

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等のほか、博覧会協会が提示する利用ガイド、各種ガイドライン等のルールを遵守すること。なお、調理に当たっては、会場内での火器（裸火、火薬、煙類）の使用が禁止されているため、加熱の際には電磁調理器等を使用すること。
- (2) 展示内容や構成を検討する際には、博覧会協会が提示する利用ガイドの内容を十分に考慮し、「持続可能性（SDGs）」に配慮したものとすること。

(3) 資材や設備・物品等の調達に当たっては、次の内容に従うこと。

- ① 博覧会協会が発出する持続可能性に配慮した調達コード（以下「調達コード」という。）を熟読の上、遵守すること。
- ② 博覧会協会による調達コードの遵守状況の確認・モニタリングに協力すること。
- ③ 博覧会協会の指定する第三者による監査を受け入れること。
- ④ 受託者において調達コードの重大な不遵守があるにも関わらず、適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、本県は契約を解除できること。
- ⑤ みやざきリサイクル認定製品（※２）を積極的に活用すること。

※２：「みやざきリサイクル製品認定制度」を参照（土木建築資材や敷料等の製品あり）

<https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/recycle/recycle/certification/>

- ⑥ 「県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、木材を原料とした備品及び消耗品を積極的に活用すること。
- (4) 委託業務により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。とくに、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (5) 受託者は、成果品に使用する全てのものについて必ず著作権等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 委託業務の実施に当たっては、随時、本県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

8 その他

- (1) 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。また、委託契約期間終了後、県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- (4) 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

※ 本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。